

○千曲市児童クラブ実施要綱

令和7年3月31日

教育委員会告示第3号

(趣旨)

第1条 この要綱は、昼間保護者のいない家庭の児童に対し、適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図るため設置する千曲市児童クラブ（以下「児童クラブ」という。）に関して、必要な事項を定めるものとする。

(対象児童)

第2条 児童クラブの対象となる児童（以下「対象児童」という。）は、保護者が労働等により昼間家庭にいない市内小学校に在学する児童、長野県稲荷山養護学校小学部に在学する市内在住の児童及び千曲市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が特に必要があると認めた児童とする。

(名称及び位置)

第3条 児童クラブの名称及び位置は、別表のとおりとする。

(定員)

第4条 児童クラブの定員は、教育委員会が別に定める。

(実施日時)

第5条 児童クラブの実施日及び実施時間は、次のとおりとする。ただし、教育委員会が必要と認めたときは、この限りではない。

- (1) 実施日 月曜日から土曜日まで（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日を除く。）
- (2) 実施時間 小学校授業終了後（小学校が休校日又は長期休業にあつては午前8時から午後7時まで

(事業)

第6条 児童クラブは、次に掲げる事業を行う。

- (1) 遊びを通して心身の健全な発達促進に関すること。
- (2) 望ましい学習習慣及び基本的生活態度の援助に関すること。
- (3) 健康管理、情緒安定の確保に関すること。
- (4) 家庭への日常的な連絡、情報交換に関すること。

(5) 家庭や地域での遊びの環境づくりへの支援に関すること。

(6) その他健全育成上必要なこと。

(登録)

第7条 児童クラブを利用しようとする対象児童の保護者（以下「保護者」という。）は、あらかじめ千曲市児童クラブ登録申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）を教育委員会（指定管理者が管理する施設にあっては当該指定管理者。以下「教育委員会等」という。）に提出し、登録を受けるものとする。

2 教育委員会等は、申請書を受理したときは、千曲市児童クラブ登録承認（不承認）決定通知書（様式第2号）を交付するものとする。

3 登録の有効期間は、登録の日から登録の日の属する年度の3月31日までとする。

(登録の取消し)

第8条 教育委員会等は、次の各号のいずれかに該当するときは、登録を取消すことができる。

(1) 不正の手段により、登録を受けたとき。

(2) 第2条に規定する要件に該当しなくなったとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会等が不適当と認めたとき。

(登録の解除)

第9条 保護者は、登録を解除しようとするときは、千曲市児童クラブ登録解除届（様式第3号）を教育委員会等に提出しなければならない。

(届出)

第10条 保護者は、申請書の記載事項に変更が生じたときは、速やかに千曲市児童クラブ登録事項変更届（様式第4号）を教育委員会等に提出しなければならない。

(一時利用)

第11条 教育委員会等は、第7条の登録を受けていない対象児童に児童クラブを一時的に利用させることができる。

2 前項の規定により一時利用をしようとする保護者は、利用する日の前日までに千曲市児童クラブ一時利用申請書（様式第5号）を教育委員会等に提出し、承認を受けるものとする。

3 教育委員会等は、前項に規定する一時利用の承認を受けた者の利用状況を明確にする

ため、千曲市児童クラブ一時利用者台帳（様式第6号）により記録するものとする。

（保護者負担）

第12条 児童クラブを利用する児童のおやつ、教材等の費用は保護者の負担とする。

（指導員）

第13条 児童クラブに放課後児童指導員を置く。

（補則）

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の日の前日までに、廃止前の千曲市児童クラブ実施要綱（平成29年千曲市告示第36号）の規定に基づきなされた決定、手続その他の行為は、この告示の相当規定によりなされたものとみなす。

別表（第3条関係）

名称	位置
埴生児童クラブ	千曲市大字鋳物師屋108番地 1
屋代児童クラブ	千曲市大字屋代2226番地 4
稲荷山児童クラブ	千曲市大字桑原1826番地 1
八幡児童クラブ	千曲市大字八幡3094番地 5
東部児童クラブ	千曲市大字生萱122番地
戸倉児童クラブ	千曲市大字戸倉1972番地 2
更級児童クラブ	千曲市大字羽尾1812番地
五加児童クラブ	千曲市大字千本柳328番地
上山田児童クラブ	千曲市大字新山695番地

千曲市児童クラブ登録申請書

年 月 日

（宛先）千曲市児童館・児童センター指定管理者

保護者 住所 千曲市

氏名

連絡先電話番号（ — ）

下記のとおり、千曲市児童クラブに登録願いたく申請いたします。

フリガナ		生年月日（年齢）	性別	保護者との続柄
児童氏名		年 月 日生 (満 歳)	男 女	
学校名等	小学校 年 組	血液型	型 (Rh)	平常時の体温 ℃

【申請理由（家庭の事情や勤務時間等を具体的に）】

【登録希望児童調査票】

緊急連絡先	第1	続柄	勤務先	勤務先電話	携帯電話	—	—
				—	—	自宅	—
	第2	続柄	勤務先	勤務先電話	携帯電話	—	—
				—	—	自宅	—

児童の健康面・生活面等で知らせたい事項（具体的に）

かかりつけ医療機関							
（家族構成に居住する者）	氏 名	児童との続柄	生年月日	職 業 (具体的に)	健康状態	自宅付近の略図 	
					良・否		
					良・否		
					良・否		
					良・否		
					良・否		
					良・否		
利用予定日 (○印)	月	火	水	木	金	土	
お迎え方法	保護者名： _____（続柄 _____） 予定時刻： _____ 時頃						

添付書類：就労証明書（保護者全員分）

千曲市児童クラブ登録承認（不承認）決定通知書

年 月 日

保 護 者 各 位

千曲市児童館・児童センター指定管理者

《指定管理者名》

〇〇児童館（センター）

千曲市児童クラブへの登録が、下記のとおり決定したので通知します。

フリガナ		生 年 月 日 (4月1日現在)	性別
登録児童氏名		年 月 日生 (満 歳)	男 女
お 迎 え 方 法	保護者名： (時頃) まで		

《登録条件》

■登録期間

年4月1日 から 年3月31日の1年間

■利用時間

申請のあった時間まで（閉館時間は午後6時30分）

■そ の 他

- ・保護者のお迎えが原則です。申請された時間までにお迎えをお願いします。
- ・保護者以外の方がお迎えに来る場合や申請された時間を過ぎる場合等は、事前に各館へご連絡ください。
- ・登録内容に変更が生じた（緊急連絡先、勤務先等）場合は、速やかにご連絡ください。

※この決定通知に対して問い合わせがある場合は、各児童館・児童センターまでお願いします。

千曲市児童クラブ登録解除届

年 月 日

（宛先）千曲市児童館・児童センター指定管理者

保護者 住所 千曲市

氏名

連絡先電話番号（ － ）

千曲市児童クラブの登録を解除したいので、下記のとおり届け出いたします。

フリガナ		生年月日（年齢）		性別
児童氏名		年 月 日生 （満 歳）		男 女
学校名等	小学校 年 組	保護者との続柄		
解除年月日	年 月 日			
解除理由				
備考				

様式第 4 号（第 10 条関係）

千曲市児童クラブ登録事項変更届

年 月 日

（宛先）千曲市児童館・児童センター指定管理者

保護者 住所 千曲市

氏名

連絡先電話番号（ － ）

申請書の記載事項に変更が生じたので、下記のとおり届け出いたします。

児童氏名	
変更事項	

千曲市児童クラブ 一時利用申請書

年 月 日

（宛先）千曲市児童館・児童センター指定管理者

保護者 住所 千曲市
氏名
連絡先電話番号（ — ）

下記の児童について、千曲市児童クラブの一時利用をしたいので申請いたします。

フリガナ		生年月日（年齢）	性別	保護者との続柄
児童氏名		年 月 日生 （満 歳）	男 女	
学校名等	小・中・高等 学校 年 組			

【一時利用 希望児童調査票】

緊急 連絡 先	第 1	続柄	勤務先	勤務先電話	携帯電話	—	—
				—	—	自宅	—
	第 2	続柄	勤務先	勤務先電話	携帯電話	—	—
				—	—	自宅	—
児童の健康面・生活面等で知らせたい事項（具体的に）							
かかりつけ医療機関							
家 （同族敷地内に居住する者）	氏 名	児童との続柄	生年月日	自宅付近の略図			
							

※ 緊急時の対応のため、当該年度の初回利用時まで提出してください。

千曲市児童クラブ 一時利用者台帳 【職員記載欄】

No.	利用日	理由	お迎え方法		備考
			どなたが	時間	
1	月 日 ()			時頃	
2	月 日 ()			時頃	
3	月 日 ()			時頃	
4	月 日 ()			時頃	
5	月 日 ()			時頃	
6	月 日 ()			時頃	
7	月 日 ()			時頃	
8	月 日 ()			時頃	
9	月 日 ()			時頃	
10	月 日 ()			時頃	
11	月 日 ()			時頃	
12	月 日 ()			時頃	
13	月 日 ()			時頃	
14	月 日 ()			時頃	
15	月 日 ()			時頃	
16	月 日 ()			時頃	
17	月 日 ()			時頃	
18	月 日 ()			時頃	
19	月 日 ()			時頃	
20	月 日 ()			時頃	
21	月 日 ()			時頃	
22	月 日 ()			時頃	
23	月 日 ()			時頃	
24	月 日 ()			時頃	
25	月 日 ()			時頃	
26	月 日 ()			時頃	
27	月 日 ()			時頃	
28	月 日 ()			時頃	
29	月 日 ()			時頃	
30	月 日 ()			時頃	

様式第1号 (第7条関係)

様式第2号 (第7条関係)

様式第3号 (第9条関係)

様式第4号 (第10条関係)

様式第5号 (第11条関係)

様式第6号 (第11条関係)